二十三　鶏卵の表示に関する公正競争規約（平成二十一年公正取引委員会告示第八号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき鶏卵の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （違反に対する措置） **第12条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従ってこうなると認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 （規則の制定） **第14条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき鶏卵の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。 （違反に対する措置） **第12条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従ってこうなると認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。 （規則の制定） **第14条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○厚生労働省告示第三十号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月一日から適用する。

平成二十三年二月十日　　厚生労働大臣　細川　律夫

本則中「平成二十三年」を「平成二十四年」に、「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

別表第一から別表第四十三までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項関係）〔１年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年４月
前納額	177,040円

別表第二（第二条第一項関係）〔６月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年４月から平成23年10月までの月
前納額	89,390円

別表第三（第二条第二項関係）〔平成24年３月までの期間のすべての保険料を前納する場合〕

前納する月	平成23年										平成24年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 191,560	円 177,040	円 162,550	円 148,010	円 133,430	円 118,800	円 104,120	円 89,390	円 74,610	円 59,790	円 44,910	円 29,990	円 15,020

別表第四（第二条第三項関係）〔平成24年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
			平成23年										平成24年	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成23年	4月	昭和26年４月２日から昭和26年５月１日までに生まれた者	円 15,100	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和26年５月２日から昭和26年６月１日までに生まれた者	30,070	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	昭和26年６月２日から昭和26年７月１日までに生まれた者	44,990	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	昭和26年７月２日から昭和26年８月１日までに生まれた者	59,870	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	昭和26年８月２日から昭和26年９月１日までに生まれた者	74,690	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—	—
	9月	昭和26年９月２日から昭和26年10月１日までに生まれた者	89,470	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和26年10月２日から昭和26年11月１日までに生まれた者	104,200	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—	—
	11月	昭和26年11月２日から昭和26年12月１日までに生まれた者	118,880	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—	—
	12月	昭和26年12月２日から昭和27年１月１日までに生まれた者	133,510	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—	—
平成24年	1月	昭和27年１月２日から昭和27年２月１日までに生まれた者	148,090	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—	—
	2月	昭和27年２月２日から昭和27年３月１日までに生まれた者	162,630	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020	—
	3月	昭和27年３月２日から昭和27年４月１日までに生まれた者	177,120	162,550	148,010	133,430	118,800	104,120	89,390	74,610	59,790	44,910	29,990	15,020